

後見制度支援預金

1. 商品名	後見制度支援預金
2. 利用対象の方	後見人が選定されている被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について指示書の交付を受けた方
3. 預金の種類	普通預金または決済専用無利息型普通預金
4. 口座開設	<ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所から発行された指示書に基づき開設します。・口座開設は、被後見人お1人様につき1口座のみとなります。
5. 預入	<ul style="list-style-type: none">・制限なし(随時お預入れいただけます)※ただし、口座開設時の初回お預入のみ「指示書」が必要となり、その際にお預入れいただく金額は「指示書」で定めた金額となります。・お預入れ金額：1円以上・お預入れ単位：1円単位
6. 払戻し	<ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所から発行された指示書に基づき払戻しいたします。・口座開設店でのみ払戻しが可能です。
7. 解約	<ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所から発行された指示書に基づき解約します。
8. 利息	<ul style="list-style-type: none">・店頭の普通預金の利率を適用※但し、決済専用無利息型の場合、利息はつきません
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none">・預金保険の対象となり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。・決済用無利息型普通預金の場合は全額保護されます。
10. 手数料	<ul style="list-style-type: none">・「自動振込サービス」(定額自動送金)をご利用いただく場合は、同サービスの所定手数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。詳しくは窓口までお問合せください。
11. 付加できる特約	<ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所発行から発行された指示書に基づき、普通預金へ資金を移動する「自動振込サービス」(定額自動送金)の取扱いが可能です。※残高不足の場合により、振込できなかった場合は、特にお客さまに通知することなく、その月の振込は中止致します。※自動振込サービスは、当行所定の手数料、振込手数料がかかります。※振込金額：1,000円以上50万円以内※振込期間：開始年月より6ヶ月以上5年以内
12. 制約事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品はキャッシュカード、デビットカードを発行いたしません。・インターネットバンキングでのお取扱いはできません。・公共料金、その他各種代金等の口座振替のご利用はできません。但し、家庭裁判所発行の指示書に基づき設定された定額自動送金のみご利用可能となります。・マル優はご利用できません。

【当行が契約している指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会

連絡先： 全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772